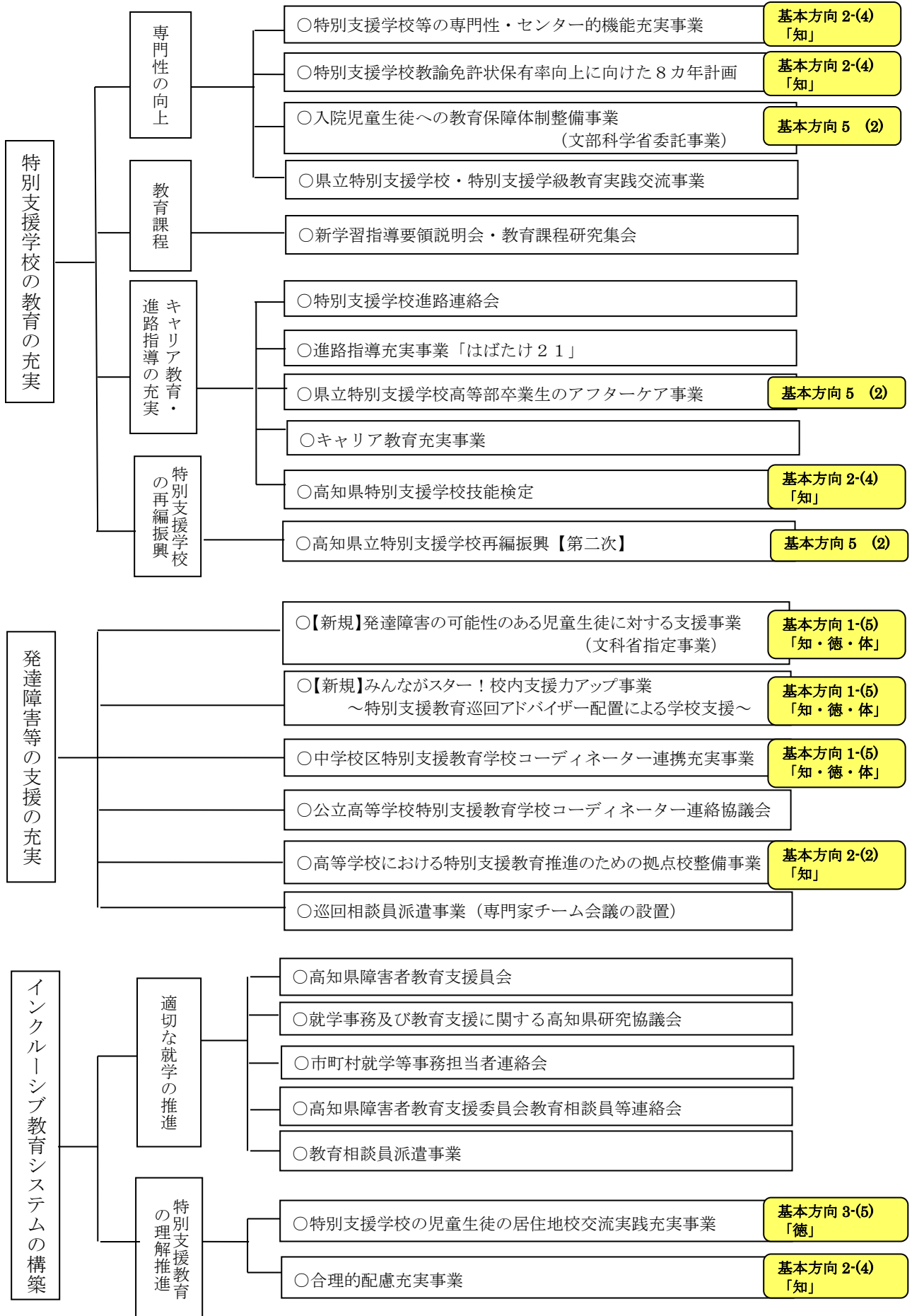


# 特別支援教育に関する主な事業

※ □内は、教育振興基本計画との関係性



# 特別支援教育に関する主な事業の概要

## 1 特別支援学校の教育の充実

### (1) 専門性の向上

特別支援学校の専門性・センター的機能充実事業	
対 象	県立特別支援学校等
県立特別支援学校において、外部人材（ST、OT、PT、心理学等の専門家、大学・医療関係等の専門家）を効果的に配置・活用し、専門性向上のための研修等を実施することで、地域の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させる。	

特別支援学校教諭免許状保有率向上に向けた8か年計画	
対 象	県立特別支援学校
特別支援学校教員の幅広い専門性の向上を図るため、県立特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図る。	

入院児童生徒への教育保障体制整備事業	
対 象	県立病弱特別支援学校
高知県における病弱教育の推進を図るため、入院児童生徒等への教育保障体制整備の充実を図る。（文部科学省委託事業）	

県立特別支援学校・特別支援学級教育実践交流事業	
対 象	特別支援学級を設置している小・中・義務教育学校と県立特別支援学校
県立特別支援学校と小・中学校特別支援学級が連携し、障害のある児童生徒に対する教育の指導方法・内容の工夫改善を図る。	

### (2) 教育課程

新学習指導要領説明会・特別支援学校教育課程研究集会	
対 象	特別支援学校教職員及び小・中・義務教育学校特別支援学級の担任
新学習指導要領の周知・徹底を図るとともに、特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する諸問題について研究協議を行い、学習指導の改善・充実を図る。	

### (3) キャリア教育・進路指導の充実

特別支援学校進路連絡会	
対 象	企業関係者、関係行政機関、特別支援学校進路指導担当者等
障害のある子どもの学校卒業後の進路について、企業、施設及び関係行政機関と特別支援学校の連携を深めるとともに、進路指導の在り方や課題について協議し、進路指導の更なる充実を図る。	

進路指導充実事業「はばたけ21」	
対 象	県立特別支援学校
県立特別支援学校の生徒一人一人が、早い段階から自己の進路や生き方について考える機会を設けるため、進路ガイダンスの充実や県内外での職場体験、社会福祉施設の利用体験などの事業を実施し、円滑な社会参加を推進する。	

県立特別支援学校高等部卒業生のアフターケア事業	
対 象	県立特別支援学校
企業、施設、家庭等との連携のもとに、県立特別支援学校高等部卒業生について、卒業後の社会生活（企業や施設での生活、余暇の過ごし方等）に関する支援を行う。	

キャリア教育充実事業	
対 象	県立特別支援学校
<p>県立特別支援学校高等部の卒業生の就職率を向上させ、キャリア教育の充実のため、就職アドバイザーを配置し、現場実習先や新規就職先の開拓を行う。</p> <p>また、学校の実情に合わせて、専門的な知識や技能を有する外部専門家を派遣し、キャリア教育を踏まえた授業づくりや授業改善、指導・支援の見直し等を行い、教員の授業実践力の向上を図るとともに、特別支援学校の「キャリア教育」の指導の充実を図る。</p>	

高知県特別支援学校技能検定	
対 象	国公立特別支援学校
特別支援学校の児童生徒が作業学習等に目的意識や目標を持って取り組み、身に付けた知識、技能、態度を、産業現場の専門的な視点から評価及び認定を受けることを通じて、生徒の働く意欲や自信を高めるとともに、企業や社会一般の人々に障害のある生徒の力をアピールし、その雇用の促進を図る。	

## 2 発達障害等の支援の充実

【新規】発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業（文科省指定事業）	
対 象	重点地域の中学校区を指定
小・中・高等学校における発達障害を含む障害のある児童生徒に対する特別支援体制充実のための組織強化を図るため、学校経営の在り方や運営の方策について、特別支援教育巡回アドバイザーを活用し、個別の指導計画や切れ目のない支援を引き継ぐための指導・支援ができる学校づくりに取り組む。	

【新規】みんながスター！校内支援力アップ事業 ～特別支援教育巡回アドバイザー配置による学校支援～	
対 象	重点地域の学校（平成29年度は重点地域→9市町村）
<p>発達障害等のある児童生徒が、その特性を踏まえた十分な教育を受け、充実した学校生活を送れるようチーム学校として校内支援体制の一層の充実を図るとともに、就学前から高等学校卒業まで校種間の連携により、切れ目のない支援を実現する。そのために、教育事務所等に特別支援教育巡回アドバイザーを配置し、3年間で県内すべての市町村（小中学校）に対して専門的な立場から支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内委員会の活性化（個別の指導計画・引き継ぎシートの作成・活用）</li> <li>・市町村単位での特別支援連絡会などの推進体制づくり</li> </ul>	

中学校区特別支援教育学校コーディネーター連携充実事業	
対 象	小・中学校の特別支援教育学校コーディネーター（高知市を除く）
校種間での系統性のある支援の充実のために、各中学校区単位で行う特別支援教育学校コーディネーター研修に、教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターを派遣し、各学校の取組や課題を共有することで、校内委員会の機能の向上を図る。	

公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会 (心の教育センター、高等学校課、人権教育課合同で開催)	
対 象	公立高等学校の特別支援教育学校コーディネーター
高等学校における特別支援教育の推進のため、校内支援体制作りの核となるコーディネーターの専門性及び指導力の向上を図る。	

高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業	
対 象	県立高等学校の通級指導教室の設置予定校
平成 30 年度の高等学校における通級による指導の制度化に併せて、本県の高等学校においても通級指導教室を設置し、発達障害等の生徒に対して適切な指導や必要な支援を行うため、本事業により、設置に必要な諸準備を行うとともに担当教員の養成やカリキュラムづくりに取り組む。また、SST の指導のために作成した「ライフスキルサポートブック」の改訂作業を行い、高等学校での活用を進める。	

巡回相談員派遣事業（専門家チーム会議の設置）	
対 象	保育所及び幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級
小・中学校、高等学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が通級指導教室での指導を希望した時に、市町村教育委員会等の要請に応じて、専門的な知識を有する専門家チーム員を、相談員として市町村の教育支援委員会や学校に派遣して助言を行う。 また、特性に応じた適切な指導及び支援を行うために、専門的な知識や経験を有する相談員を学校等へ派遣する巡回相談を実施する。	

### 3 インクルーシブ教育システムの構築

#### (1) 適切な就学の推進

高知県障害者教育支援委員会	
委 員	学識経験者、医師、教育機関の職員、行政機関の職員
障害のある幼児児童生徒等のうち県立特別支援学校において教育上特別な指導及び支援を要すると思われる者の障害の内容等を審議・判定するとともに、その適切な就学を図る。	

就学等事務及び教育支援に関する高知県研究協議会	
対 象	県立特別支援学校、市町村（学校組合）教育委員会の就学等事務担当者及び教育相談担当者
各市町村（学校組合）教育委員会の障害のある子どもの就学等事務を担当している者を対象に、研修及び研究協議の機会を提供することにより、担当者の資質の向上を図る。	

市町村就学等事務担当者連絡会	
対 象	市町村（学校組合）教育委員会において就学等事務及び教育相談等を担当している者
市町村（学校組合）教育委員会における就学事務を円滑に行うために、就学等事務や教育相談の在り方を研修し、障害のある子どもの適切な就学の推進を図る。	

高知県障害者教育支援委員会教育相談委員等連絡会	
対 象	県立特別支援学校教育相談委員等
県立特別支援学校の教育相談委員及び調査員を対象に、教育支援の在り方を研究協議し、障害のある子どもの適切な就学の推進を図る。	

教育相談員派遣事業	
対 象	障害がある又は障害があると思われる就学前の幼児及び小学校、中学校、高等学校に在籍する児童生徒並びにその保護者、関係者
障害のある幼児児童生徒やその保護者に対し、教育、福祉、医療等の専門機関が連携した早期からの教育相談を実施し、適切な就学や進路選択が円滑に行われるようにするとともに、幼児児童生徒の望ましい成長・発達を図る。	

(2) 特別支援教育の理解推進等

特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	
対 象	県立特別支援学校に在籍する児童生徒
県立特別支援学校の児童生徒が、居住地域とのつながりを大切にし、地域社会の一員として主体的に豊かな生活を送ることができるよう、居住地校交流を実施し、充実を図る。	

合理的配慮充実事業	
対 象	県立特別支援学校
県立特別支援学校の児童生徒の合理的配慮の充実のため、校内外の関係機関との連絡調整、教職員への指導・助言を行う合理的配慮協力員を派遣する。	